

不正防止・コンプライアンス推進のための科学研究費補助金等支出内部監査要項

令和元年5月10日 制定

令和3年4月1日 改正

(目的)

第1条 「不正防止・コンプライアンス推進のための科学研究費補助金等支出内部監査要項」(以下「要項」という。)は、「阪南大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」に基づき、科学研究費補助金等(以下「科研費等」という。)の執行を適正に行うために実施する内部監査について、必要な事項を定めるものとする。

(内部監査)

第2条 内部監査は、科研費等について、その研究課題における研究目的及び研究計画に基づき、適正な科研費等の管理・執行が行われているかを検証するために実施する。

- 2 内部監査は、「阪南大学科学研究費補助金等取扱規程」第6条第2項第1号の通常監査を行う。
- 3 通常監査は、研究計画に基づく適正な科研費等の管理・執行が行われているかを点検するため、第3条に定める内部監査ユニットによって行う四半期毎の監査をいう。
- 4 通常監査は、次の各号のいずれかに該当する研究課題について、監査を行う。
 - (1) 科研費等を獲得した事業の中から、10%程度の件数を無作為抽出し、それに該当したもの
 - (2) 科研費等の使用が研究計画調書等の内容に照らして、著しく遅延しているとみられるもの
 - (3) 科研費等が、研究計画調書等の内容に照らして、著しく短期あるいは集中的に使用されているとみられるもの
 - (4) 旅費・謝金等の使用が、研究計画調書等の内容に照らして、適切性を確保する必要があるとみられるもの
 - (5) 科研費の機関使用ルール等により、資産として管理することが義務づけられている備品等の購入がなされたもの
 - (6) その他、監査を行うことが適当と、コンプライアンス推進責任者(研究部長)が判断したもの

第3条 内部監査ユニットは、次の者をもって組織する。

- (1) コンプライアンス推進責任者
- (2) 研究部事務部長
- (3) 学術情報課長
- (4) 大学側監査人(コンプライアンス推進責任者による指名) 1名
- (5) 法人側監査人(法人部長)
- (6) 監査ごとに選出された学術情報委員 1名

2 内部監査ユニットは、最高管理責任者(学長)及び統括管理責任者(学長が指名する副学長)の管理のもと、コンプライアンス推進責任者を実施責任者として、内部監査を実施する。

(監査報告)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、内部監査の終了後、監査を行った日時、場所、監査に携わった者、監査対象、監査所見などを記した内部監査報告書(以下「報告書」という。)を作成し、統括管理責任者に提出する。

2 統括管理責任者は、前項の報告内容を精査し、最高管理責任者に報告する。

(監査結果に基づく指導)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、前条の監査報告に基づき、科研費等の不適切又は不正な支出がなされたと認められる事案並びに疑義が生じた事案について、事案の当該者に対して状況の確認及び科研費等の適切な執行について指導を行う。

(特定措置監査)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、前条による状況確認の結果、故意または重大な過失によって科研費等の不正な執行が明らかと判断したときは、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告を行う。その結果、最高管理責任者が必要と判断した場合は特定措置監査を行うものとする。特定措置監査とは、「阪南大学における公的研究費の使用に係る不正行為の防止等に関する規程」第6条に基づく調査委員会を設置し、本調査を行うことをいう。

2 前項の調査委員会の調査の結果、不正行為があったと認定され、最高管理責任者が必要と認めた場合又は特定措置監査対象者の「阪南大学就業規則」第50条に規定する懲戒処分が決定した場合は、当該公的研究費等の配分機関へ報告する。

(事務)

第7条 この要項に関する事務は、研究部学術情報課が行う。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附則（令和元年5月10日）

1 この要項は、令和元年5月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 この要項の制定に伴い、平成27年7月2日制定の「不正防止・コンプライアンス推進のための科学研究費補助金等支出内部監査要綱」は廃止する。

附則（令和3年3月5日）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。